

NO	質問事項	回答
1	<p>チェックリストを実施してサービスを利用する場合、これまでより迅速なサービス導入ができることだが、どの程度短縮できますか</p> <p>急いでサービスを導入したい場合はすぐに導入できますか</p>	<p>これまで行っていた認定調査、意見書の依頼、審査会での審議や日程調整等に要していた時間を短縮することができます。ただし、サービス導入に当たってケアプランの作成、担当者会議は必要です。緊急の場合は、できるだけ早急にケアプランを作成し担当者との調整を図るよう努めます。</p>
2	<p>急いでサービスを導入したい場合にケアプランを早急に作成しても福島の居宅介護支援事業所の場合、ケアプランの確認作業のため本庁とのやりとりに時間を要してしまいます。今後も同様のやりとりが必要ですか</p>	<p>急いでサービスの導入が必要な場合には、福島保健センターに配属されている地域包括支援センターのケアマネジャーが、プランの作成または、委託先ケアマネジャーの作成したプランの確認を行い、必要に応じてサービス担当者等との調整を行い、時間短縮を図ることとします。</p>
3	<p>総合事業は多様なサービスの活用ができるとされていますが、地域により社会資源（ボランティアによるサービスや集いの場など）に偏りがあります。活用できる資源がない場合には、現行相当サービスなどを利用することでよいですか</p>	<p>地域における集いの場やボランティアによる生活支援については、現在、体制整備を進めているところです。ケアマネジメントにより、現行相当サービス以外のサービスの利用が適切と判断された場合でも、自助努力をはじめ地域の社会資源の活用ができない場合などやむを得ない場合には、現行相当のサービスを利用することは可能です。</p>
4	<p>要支援1で、週1回のデイサービスを利用している方が、別の日に自費でも利用されています。チェックリストで事業対象者となった場合に、デイサービスを2回利用できますか</p>	<p>状態の変化がなく総合事業に移行した場合、これまでどおり週1回相当の利用となります。チェックリストによる総合事業対象者は、原則的に週1回程度のデイサービスの利用を想定しています。状態が悪化してサービスの必要性が高まったのであれば、更新認定を行うことが適切と思われるます。</p>
5	<p>ボランティアによる生活支援サービス（いきいき支援サービス）について、現行相当の訪問介護との併用は可能ですか</p>	<p>対象者の状態に合わせたケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は、併用可能です。利用にあたっては事前に包括支援センターへご相談ください。</p>
6	<p>ボランティアによる生活支援サービスについて、同居人や同居家族がいる場合の提供は可能ですか</p>	<p>基本的には、家族の支援が得られない部分に対して支援を実施します。</p> <p>しかし、対象者の状況（同居人、家族の状況）に合わせたケアマネジメントにより必要と判断される場合も想定しています。</p>
7	<p>ボランティアによる生活支援サービスについて、支援を行うボランティアが利用者の親族である場</p>	<p>親族であるボランティアの支援は想定していません。</p>

NO	質問事項	回答
	合、問題はないですか	
8	ボランティアによる生活支援サービスについて、直接的な日常生活に関係しないこと（犬の散歩、庭の手入れなど）での提供は可能ですか	厳密な内容の制限は設けていませんが、基本的に本人の自立支援のための生活支援であり、日常生活に必要な支援を実施します。他のサービスについてはシルバー人材センター等の活用など情報提供を行います。本人に実施する支援内容についてはケアプランに基づき、ケアマネジャーが本人とボランティア団体との確認を行います。
9	ボランティアによる生活支援サービスについて、利用券の管理や購入等を居宅介護支援事業所が代行することは可能ですか	支援を実施するボランティア団体事務局とケアマネジャーが自宅に出向き直接やり取りを行うため、代行は必要ないと考えますが、必要な場合に事業所が本人の委任を受けて行うことについては差し支えありません。
10	ボランティアによる生活支援サービスについて、電球の交換等必要になった際、利用者が直接ボランティアに依頼してもよいのですか	支援内容については事前にケアプランに基づき確認をしていますが、日常生活上必要であり軽微な支援内容については、細かく制限するものではありませんが、プラン以外のサービスを依頼された場合には、地域包括支援センターへご連絡下さい。
11	ボランティアによる生活支援サービスについて、供給体制が十分でないとの説明でしたが、対応が難しい場合は現行相当のホームヘルプをプランに位置付けてもよいですか	現在、ボランティアの育成、登録、ボランティアポイント制の導入などボランティアによる生活支援体制の整備を進めています。ボランティアによる支援が適切と判断された場合で、自助努力をはじめ考えられる他の支援が望めない場合等に現行相当のサービスをケアプランに位置付けることは可能です。ボランティアによる生活支援が必要と判断された場合については随時地域包括支援センターへお問い合わせください
12	訪問型・通所型サービス A（現行相当サービスより緩和した基準によるサービス）は実施しないのですか？他市町村ではどのような訪問型・通所型サービス A が実施されているのですか？	松浦市においては、体制が整っているサービスから順に実施していくこととしています。緩和した基準によるサービスは、今後事業所との協議等を踏まえ検討していきます。 また、先行している自治体では、人員基準を緩和し、ミニデイサービス等を実施している例があります。

NO	質問事項	回答
13	介護保険を新規に申請希望される場合、平成29年4月からは、必ず市の窓口に出向き、基本チェックリストを受けることとなるのですか？	<p>市の窓口では、来所の目的を聞き取り、予防給付・介護給付を希望されている場合や、明らかに要介護認定が必要な方、要介護認定を希望される方については、介護認定申請手続きを行います。</p> <p>一方、総合事業によるサービスのみを希望されている場合は、総合事業の目的や内容を説明したうえで、チェックリストを実施することとしています。なお、本人来所が原則ですが、来所できない特別な事情がある方については、電話や家族の来所での相談、居宅介護支援事業所等の代行も可能です。</p>